

「（仮称）くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

[全体事項]

- (1) 事業の実施にあたっては、運搬に伴う CO₂ 排出量削減の観点等から、県産材や国産未利用材の利用率の向上に努めること。
- (2) 環境影響評価及び事業の実施に当たっては、引き続き、地域住民や関係者に対して、適宜、進捗状況の説明を行うよう努めること。

[大気環境]

〈大気質〉

- (1) 供用後の大気モニタリングを実施する必要があるか検討すること。

〈粉じん及び悪臭〉

- (1) 燃焼設備に木質燃料を投入する際、一時的に粉じんの飛散や臭気が大きくなる可能性がある場合、これらの項目に関する燃料投入時の影響を予測する必要があるか検討すること。

〈騒音・振動・低周波音〉

- (1) 建屋内やそれに付随する設備から発生する騒音・振動・低周波音だけでなく、屋外の作業での発生音を踏まえた予測を行うこと。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 水生生物の保全に係る水質環境基準項目である全亜鉛について、現在は排水先の海域における類型指定はなされていないが、今後、指定される見込みであり、施設の運転時最大ケースでは環境基準値を上回るおそれがあることから、施設稼働後の海域の水質を把握できる適切な事後調査を検討し、評価書に記載すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 対象事業実施区域周辺の海域では、多種多様な底生生物が確認されていることから、事業実施後のこれらの状況を把握できる適切な事後調査を検討し、評価書に記載すること。